



平成 25 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 アニコム ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小森 伸 昭
(コード番号：8715 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営企画部長 須 田 一 夫
(TEL. 03-5348-3911)

新株予約権の年間行使限度額を超過した行使により発行された 当社株式に係る無効処理に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新株予約権の年間行使限度額を超過した行使により発行された当社株式に係る無効処理（以下「本件処理」といいます。）を行うことを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事実の概要

(1) 要旨

当社が発行している第2回新株予約権（平成17年4月4日臨時株主総会決議）においては、その行使条件のひとつに「新株予約権の行使に当り、年間の行使価額の合計額は1,200万円を超えることができない」旨を定めておりますが、今般、新株予約権者である当社取締役1名から平成25年（暦年）に行使請求を受けた第2回新株予約権について、年間の行使価額の合計額が1,200万円を超えていることが判明いたしました。

当社では、当該事実の判明後、複数の法律事務所をはじめとした関係各所と協議を重ねた結果、当該行使により発行された当社株式のうち、年間の行使価額の合計額が1,200万円を超える行使により発行された当社株式については、本来発行されるべきでなかった株式であると判断すべき事実に鑑み、本件処理を行うことといたしました。

(2) 本件処理に至る経緯

当社は、平成17年4月4日開催の当社臨時株主総会において、第2回新株予約権の発行を決議しております。第2回新株予約権は租税特別措置法第29条の2に規定される税制適格ストック・オプションの要件を満たすべく、その行使条件のひとつとして、「新株予約権の行使に当り、年間の行使価額の合計額は1,200万円を超えることができない」旨を同株主総会にて決議し、定めております。

この際、当社は、「年間行使価額1,200万円という上限は、あくまでも税制適格ストック・オプションの要件を満たすための行使条件であり、税制非適格となることを新株予約権者が甘受するのであれば、1,200万円を超えた新株予約権の行使自体を妨げるものではない」ことを企図しており、当該取締役もそのように認識をしておりました。また、それを前提として、当該取締役に対しては、年間1,200万円を上限とした場合、行使可能期間内では全数の行使が不可能な数の新株予約権を付与いたしました。

これを受け、当該取締役は、下記(3)に記載のとおり、平成25年（暦年）中に合計3回の行使請求を当社に対して行いましたが、1回目の行使で年間1,200万円の上限に達したため、2回目および3回目の行使は税制非適格となる（但し、行使自体は可能である）と認識し

ており、当社においても同様な認識に基づき株式発行事務手続きを経て株式を発行しておりました。

しかしながら、今般、社内における関係書類の確認の結果、第2回新株予約権は、外観的には「税制非適格となることを新株予約権者が甘受するのであれば、1,200万円を超えた新株予約権の行使自体を妨げるものではない」のではなく、「税制適格・非適格を問わず、年間の行使価額の合計額が1,200万円を超える新株予約権の行使は認められない」表現となっている事実を認識いたしました。

当社では、当該事実の認識後直ちに複数の法律事務所に対して法律上の取扱いにつき見解を求めた結果、「税制適格ストック・オプションの要件を満たすための行使条件であることは理解できるものの、文言上は、税制適格・非適格を問わず、年間の行使価額の合計額が1,200万円を超える行使は、行使条件に抵触するものとして理解されるべきである」旨の回答を得たことから、当該取締役からの平成25年（暦年）における行使請求のうち、下記(3)に後述する2回目および3回目における行使請求に基づき発行した当社株式は、行使条件に抵触して発行された株式であると判断いたしました。

併せて、当社では、行使条件に抵触して発行された株式の有効性についても複数の法律事務所から見解を得たうえで当社にて協議・検討した結果、当該株式については無効の訴えを待たずに当然に無効となるものであるとの結論に達したことから、本件処理を行うことといたしました。

なお、当然無効となることを前提とした場合の無効処理に係る各種処理を当社が行うことについては、当社取締役会および監査役会、当該新株予約権者、株式会社証券保管振替機構、当該新株予約権者の振替口座簿の口座管理機関ならびに株式会社東京証券取引所の承諾を得ております。

(3) 行使状況

当該新株予約権者1名の平成25年（暦年）における行使状況は以下のとおりであり、2回目および3回目の行使請求に基づき発行された合計128,800株が、一暦年間1,200万円の限度額を超えて発行された当社株式であります。

なお、平成25年9月末における当社の発行済み株式総数は17,383,200株（当該株式および自己株式610株を含む）であり、2回目および3回目の行使請求に基づき発行された株式の合計は0.74%に相当いたします。当該株式は、全て本日現在も当該新株予約権者の振替口座簿上に記録されております。

請求回	行使年月	新株予約権 行使数	発行株式数	行使価額
1回目	平成25年2月	79個	63,200株	11,881,600円
2回目	平成25年5月	36個	28,800株	5,414,400円
3回目	平成25年8月	125個	100,000株	18,800,000円

(4) 今後対応すべき事項

本件処理により、今後以下の訂正等を行う予定であります。なお、この他に対応が必要な事項が判明しましたら、随時対応いたします。

①開示済み書類の訂正

- a) 平成25年3月31日終了の第13期 有価証券報告書
- b) 平成25年6月30日終了の第14期 第1四半期報告書および四半期決算短信
- c) 平成25年9月30日終了の第14期 第2四半期決算短信（平成25年11月6日開示）

- ②発行済株式総数に係る登記の更正、行使条件に抵触して行使された新株予約権の数ならびに新株予約権の目的たる株式の種類および数に係る登記の抹消
- ③新株予約権者の振替口座簿上の当社株式に関する無効処理および新株予約権者への行使価額の返金

なお、本件処理の結果、本日現在の当社の発行済み株式総数が128,800株減少するとともに、本日現在の貸借対照表上の残高から、「純資産」ならびに「現金及び預貯金」24,214,400円がそれぞれ減少する見込みであります。

(5) 発生原因

本事案は、新株予約権者、および新株予約権の行使請求に基づき新株発行事務手続を行う当社双方における、新株予約権発行に係る制度設計に関する認識不足により発生いたしました。

(6) 再発防止策

当社としては、今後、このような事態が発生することを防止するための体制整備として、新株予約権の行使に際する事務マニュアルを再整備したうえでマニュアルに沿った実務を徹底するとともに、新株予約権者の新株予約権の行使状況につき、担当者、上席者並びに責任者のトリプルチェックを行うことといたします。

なお、当社は、第1回から第4回の新株予約権を発行（第1回は平成25年3月10日に行使期間終了済）しております。このうち、第1回から第3回の新株予約権に対して同様の行使条件が付されておりますが、本事案と同様の事象となる可能性のある付与対象者は今回の取締役1名以外にはおりません。

そのため、同様の事象が今後発生する可能性は当該取締役のみであるところ、当該取締役に對しては、今後新株予約権を行使する際に一暦年間で1,200万円以内となる行使請求を行うよう指導いたしました。

(7) 関係者に対する処分

本事案が発生した結果、その影響は当社のみならず株式市場に及ぶものであることに鑑み、関係者に対しては相当の処分を行う方針であります。

2. 今後の見通し

今後、上記1. (4) に記載いたしました事項につき対応を図るものの、本件による当社の連結業績に与える影響は軽微であり、平成25年11月6日に公表している業績見通しに変更はございません。

以 上